

## 議案第20号

### 鳥取県都市公園条例の一部改正について

次のとおり鳥取県都市公園条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動

後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項並びに別表の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、別表第1に</u></p>	

掲げる公園（以下「指定管理者管理公園」という。）ごとに、当該公園の施設設備の維持管理に関する業務その他指定管理者管理公園の管理に関する業務（次に掲げる業務を除く。）を行わせるものとする。

- （１） 法第５条第１項の許可を受けた部分に関する業務
- （２） 第７条第１項及び第２項の許可
- （３） 前２号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関する業務のうち知事のみの特権（法の規定による公園管理者の特権を含む。）に属する業務

（指定管理者の選定の特例）

第４条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第５条第１項第１号及び第３項の規定により、同条例第３条及び第４条の規定によらず、鳥取県立布勢総合運動公園の指定管理者の候補者を選定するものとする。

（指定管理者の管理の期間）

第５条 指定管理者が第３条に規定する業務を行う期間は、同条

に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

（指定管理者管理公園の利用時間及び休園日）

第6条 指定管理者管理公園の利用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 指定管理者管理公園の休園日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

（行為の制限）

第7条 略

（有料公園施設の利用の許可）

第8条 指定管理者管理公園の施設のうち、利用に当たって当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を徴収する施設（以下「有料公園施設」という。）は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

（行為の制限）

第3条 略

（公園施設等の利用の許可）

第3条の2 別表第1に定める公園施設を利用しようとする者（鳥取県立布勢総合運動公園の球技場、補助競技場若しくは多目的広場又は鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の屋根のある多目的広場を一般利用の方法で利用しようとする者を除く。）又は運

2 有料公園施設を利用しようとする者（指定管理者が知事の承認を得て一般利用に係る許可を要しないこととした施設を一般利用の方法で使用する場合を除く。）又は指定管理者が知事の承認を得て別に定める設備若しくは器具を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 有料公園施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的

動用器具その他知事が別に定める設備を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、有料公園施設の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

4 指定管理者は、指定管理者管理公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(許可の特例)

第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第2項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第7条第1項又は第2項の許可を要しない。

(措置命令等)

第10条 知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）は、都市公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、都市公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

2 知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）は、こ

(許可の特例)

第4条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第3条第1項又は第2項の許可を要しない。

(利用の禁止又は制限)

第5条 知事は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

の条例の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、都市公園への入園を拒み、又は都市公園からの退去を命ずることができる。

3 指定管理者は、法又はこの条例に規定する知事の許可を受けて指定管理者管理公園を利用する者が第1項の命令に従わないときは、知事に当該許可の取消しその他の処分を求めることができる。

(利用許可の取消し)

第11条 指定管理者は、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者管理公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(公園施設の設置等の許可の申請書の記載事項)

第12条 略

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第13条 略

(使用料)

第14条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（法第9条の規定により知事と協議が成立した者を含む。）又は第7条第1項若しくは第2項の許可を受けた者に対しては、規則で定めるところにより、別表第3に定める額の使用料を徴収する。

(公園施設の設置等の許可の申請書の記載事項)

第6条 略

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第7条 略

(使用料及び利用料金)

第8条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（法第9条の規定により知事と協議が成立した者を含む。）又は第3条第1項若しくは第2項の許可を受けた者に対しては、規則で定めるところにより、別表第3に定める額の使用料を徴収する。

2 第3条の2の許可を受けた者（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用の許可を受けた者を除く。）に対しては、規則で定めるところにより、別表第4に定める額の使用料を徴収する。

3 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用の許可を受けた者については、第11条の規定に基づき当該公園の管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）があらかじめ知事の



2 略

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、法第27条第2項又は第17条第2項の規定により許可を取り消したときその他規則で定めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用料金)

第15条 利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準

承認を受けて定める当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、当該管理受託者に、その収入として収受させる。

4 略

5 既納の使用料は、返還しない。ただし、法第27条第2項又は次条第2項の規定により許可を取り消したときその他規則で定めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

6 前2項の規定は、第3項の規定により管理受託者が収受する利用料金について準用する。

に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(監督処分)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 第7条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 第10条第1項又は第2項の命令に従わないとき。
- (5) 第10条第3項の規定により指定管理者から許可の取消しその他の処分を求められたとき。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第7条第1項若しくは第2項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をすることができる。

(1)～(3) 略

(工作物等を保管した場合の公示事項)

(監督処分)

第9条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1)～(3) 略

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第18条 略

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第19条 略

(工作物等の価額の評価の方法)

第20条 略

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第21条 略

(届出)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

(5) 第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を知事から命ぜられた者がその命ぜられた措置を完了したとき。

第9条の2 略

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第9条の3 略

(工作物等の価額の評価の方法)

第9条の4 略

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第9条の5 略

(届出)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

(5) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者がその命ぜられた工事を完了したとき。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第23条 第12条から第14条まで及び第18条から前条までの規定は、  
法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設につ  
いて準用する。

(規則への委任)

第24条 略

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料  
に処する。

- (1) 略
- (2) 第7条第1項又は第2項の規定に違反して同条第1項各  
号に掲げる行為をした者
- (3) 第10条第1項又は第2項の規定による知事又は指定管理

(管理の委託)

第11条 知事は、別表第5に定めるところにより、都市公園の保  
全及び利用者の応接に関する事務を委託する。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第12条 第6条から第8条まで及び第9条の2から第10条までの  
規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園  
施設について準用する。

(規則への委任)

第13条 略

(罰則)

第14条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処す  
る。

- (1) 略
- (2) 第3条第1項又は第2項の規定に違反して同条第1項各  
号に掲げる行為をした者
- (3) 第5条の規定による利用の禁止又は制限に違反して都市

者の命令に違反した者

第26条 略

第27条 略

別表第1（第3条関係）

- 1 鳥取県立布勢総合運動公園
- 2 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）
- 3 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る。）

別表第2（第12条関係）

略

公園を利用した者

(4) 第9条第1項又は第2項の規定による知事の命令に違反した者

第15条 略

第16条 略

別表第1（第3条の2関係）

名 称	公 園 施 設
鳥取県立布勢総合運動公園	陸上競技場 野球場 球技場 補助競技場 テニス場 鳥取県民体育館 多目的広場
鳥取県立東郷湖羽合臨海公園	あやめ池スポーツセンター 東郷湖カヌーセンター テニスコート 屋根のある多目的広場 燕趙園

別表第2（第6条関係）

略

別表第3 (第14条関係)

区 分		使 用 料		
		単 位	金 額	
			非課税とされる公園施設の設置等	非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等
法第5条第1項の許可	公園施設の設置	1平方メートルにつき1年	1,050円	1,102円
	公園施設の管理	通勤等のための駐車場として管理する場合	使用の許可を受ける者の受益の程度、近傍類似の土地の賃貸料等を勘案して知事が別に定める額	
		その他の場合	1平方メートルにつき1月	1,330円

別表第3 (第8条関係)

区 分		使 用 料		
		単 位	金 額	
			非課税とされる公園施設の設置等	非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等
法第5条第1項の許可	公園施設の設置	1平方メートルにつき1年	1,050円	1,102円
	公園施設の管理	1平方メートルにつき1月	1,330円	

略

備考 略

略

備考 略

別表第4（第8条関係）

1 施設使用料

(1) 鳥取県立布勢総合運動公園

区		分		単位	金額	
グラウンド	一般利用	一般人		1人1回につき	160円	
	専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	幼児、児童、中学校若しくは高等学校の生徒又は学生（以下「学生等」という。）	1時間につき	1,900円
			入場料等を徴	一般人	1時間につき	2,600円
			学生等	1時間につき	9,900円	

陸上 競技場			収する とき。	一般人	1時間 につき	13,200円	
		営利 を目的と する 場合	入場料等を徴収 しないとき。		1時間 につき	39,800円	
			入場料等を徴収 するとき。		1時間 につき	53,100円	
	屋内 練習場	一般 利用	一般人			1人1 回につき	30円
		専用利用				1時間 につき	300円
	トレ ーニ ング ルーム	一般 利用	回数券又は1 月利用券によ らないで利用 する場合		一般人	1人1 回につき	110円
			回数券により 利用する場合		一般人	回数券 11枚につき	1,100円
			1月利用券に より利用する 場合		一般人	1人につ き	720円
		専用利用				1時間 につき	600円
	第1研修室					1時間 につき	1,740円
第2研修室					1時間 につき	570円	



				第3研修室	1時間 につき	440円
				第1会議室	1時間 につき	270円
				第2会議室	1時間 につき	380円
				放送室	1時間 につき	360円
野球場	グラウンド	プロ野球以外の野球又はソフトボール	入場料等を徴収しないとき。	学生等	1時間 につき	1,700円
				一般人	1時間 につき	2,300円
		プロ野球	入場料等を徴収するとき。	学生等	1時間 につき	3,500円
				一般人	1時間 につき	4,800円
		プロ野球			1時間 につき	47,400円
		屋内ピッチング場			1時間 につき	80円
		大会運営室			1時間 につき	410円
		第1研修室			1時間 につき	230円
		第2研修室			1時間 につき	190円
		放送室			1時間 につき	360円

	スコアボード		1時間につき	360円	
球技場	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	学生等	1時間につき	900円
			一般人	1時間につき	1,300円
		入場料等を徴収するとき。	学生等	1時間につき	4,900円
			一般人	1時間につき	6,600円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	19,900円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	26,500円	
補助競技場	学生等		1時間につき	700円	
	一般人		1時間につき	900円	
テニス場	テニスコート		1コート1時間につき	600円	
	大会運営室		1時間につき	780円	
	研修室		1時間につき	330円	

メインアリーナ	一般利用	一般人	1人1回につき	60円	
	専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	2,900円
				2分の1面1時間につき	1,400円
				3分の1面1時間につき	900円
				4分の1面1時間につき	700円
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	5,800円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	101,500円	
			2分の1面1時間につき	50,700円	

			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	145,000円	
鳥取県民体育館	サブアリーナ	専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	700円
					2分の1面1時間につき	300円
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,400円	
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	24,500円	
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	35,000円	
		トレーニングルーム	一般利用	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	一般人	1人1回につき
回数券により利用する場合	一般人			回数券11枚につき	2,900円	
1月利用券により利用する場合	一般人			1人につき	1,920円	

	専用利用	1時間につき	1,700円
第1研修室		全室1時間につき	670円
		3分の1室1時間につき	220円
第2研修室		1時間につき	450円
第3研修室		1時間につき	640円
第4研修室		1時間につき	640円
視聴覚室		1時間につき	440円
放送室		1時間につき	330円
多目的広場	学生等	1時間につき	700円
	一般人	1時間につき	900円

(2) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

区 分				単 位	金 額	
あやめ池 スポーツ センター	体育室	一般 利用	一般人		1人1 回につ き	70円
		専用 利用	営利 を目的 としない場 合	入場料等を徴収 しないとき。	全面1 時間につ き	800円
					2分の 1面1 時間につ き	400円
			営利 を目的と する場合	入場料等を徴収 するとき。	全面1 時間につ き	1,600円
					全面1 時間につ き	25,500円
		全面1 時間につ き	38,400円			
	トレ ーニ ング	一般 利用	回数券又は1 月利用券によ らないで利用 する場合	一般人	1人1 回につ き	110円
			回数券により 利用する場合	一般人	回数券 11枚につ き	1,100円

	ルーム	1月利用券により利用する場合	一般人	1人につき	720円
		専用利用		1時間につき	600円
	研修室			1時間につき	560円
東郷湖カヌーセンター	カヌー艇庫			1艇1月につき	1,500円
	研修室			1時間につき	540円
テニスコート				1コート1時間につき	600円
屋根のある多目的広場	営利を目的としない場合			全面1時間につき	2,300円
				2分の1面1時間につき	1,100円
				3分の1面1時間につき	700円

	営利を目的とする場合	全面1 時間 につき	17,700円
--	------------	------------------	---------

備考

- 1 利用時間若しくは利用期間が1時間未満若しくは1月未満であるとき、又は利用時間若しくは利用期間に1時間未満若しくは1月未満の端数があるときは、1時間又は1月として計算するものとする。
- 2 鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場のグラウンド、野球場のグラウンド、球技場若しくはテニスコートのテニスコート若しくは鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のテニスコート若しくは屋根のある多目的広場を利用する場合において夜間照明をしたとき、又は鳥取県立布勢総合運動公園の鳥取県民体育館のメインアリーナ若しくはサブアリーナ若しくは鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンターの体育室を専用利用の方法で利用する場合において知事が必要と認める照度以上の照明をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 3 鳥取県立布勢総合運動公園の鳥取県民体育館のメイン



アリーナ若しくはサブアリーナ又は鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンターの体育室を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあつては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあつては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで

(2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

## 2 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が定める額

### 別表第5 (第11条関係)

名 称	委 託 先
-----	-------

鳥取県立布勢総合運動公園	財団法人鳥取県体育協会
鳥取県立鳥取駅前風紋広場	財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会
鳥取県立東郷湖羽合臨海公園	財団法人鳥取県観光事業団

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県都市公園条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県都市公園条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。